

## 年末調整業務委託仕様書

### 1 業務名

年末調整業務委託

### 2 目的

これまで、旭川市の正職員及び会計年度任用職員（計 5, 300 人分）の源泉徴収所得税の年末調整については、各職員から申告書類を紙で提出を受け、総務部（職員厚生課）、消防本部（総務課）、市立旭川病院（総務管理課）及び水道局（水道総務課）の正職員のほか、総務部で任用した会計年度任用職員 6 名で申告書類の点検作業やデータ入力作業を行っていた。

この源泉徴収所得税の年末調整における点検業務を事業者に委託する方式に切り替えるとともに、委託先が用意するクラウド型システムを利用し、各職員がこのシステムで手続を行う方式に切り替えることにより、業務の効率化、省力化及び経費削減を目的とする。

### 3 委託期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務の概要

- (1) 年末調整申告システムの提供（運用・保守・改修を含む）  
機能詳細は機能要件書（別紙）のとおり
- (2) 申告者用、管理者用マニュアルの提供
- (3) 申請内容のチェック作業
- (4) 職員からの問合せ対応
- (5) 職員への督促作業
- (6) 申告情報のデータ化作業
- (7) 申告情報データの提供（納品）
- (8) その他必要な作業（協議の上、実施の可否を決めるものとする。）

### 5 年末調整対象職員数

約 5, 300 人（正職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、特別職、市議会議員）

## 6 納品物

- (1) 次に示す納品物を納入期限までに納品すること。なお、納品物は、電子データにより提出すること。

<納品物>

納品物		納入期限
1	事業計画書、作業工程表（納品物と対応付けた WBS（作業分解構成図）を含む）	契約締結後 14 日以内
2	管理者用マニュアル、利用者用マニュアル	導入時
3	ソフトウェアライセンス証明書	導入時
4	年末調整各申告データ	令和 8 年 12 月 7 日まで
5	年末調整業務各提出書類（紙書類）	作業完了次第随時
6	業務完了報告書	令和 9 年 3 月 31 日まで

- (2) 納入場所

旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 6 階 総務部職員厚生課執務室

## 7 契約条件等

- (1) 業務の再委託

ア 受託者が、この業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は、原則として禁止するが、受託者がこの業務の一部を再委託することについて、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等及び再委託に係る履行体制図について提案時に提示し、本市が承認した場合はこの限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、この業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的に又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、本市がこの業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について本市に対し報告するものとする。

エ 受託者は、本市が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、本市の承認を得るものとする。

- (2) 機密保持

ア 受託者は、この業務に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又はこの業務に係る作業以外の目的に利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(ア) 本市から取得した時点で、既に公知であるもの

(イ) 本市から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの

(エ) 本市から秘密でないと指定されたもの

- (オ) 第三者への開示又はこの業務に係る作業以外の目的に利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの
  - イ 受託者は、本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
  - ウ 受託者は、この業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
  - エ 受託者は、この業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されているこの業務に係る本市に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、本市から貸与されたものについては、契約終了後1週間以内に本市に返却するものとする。
- (3) 情報セキュリティに関する受託者の責任
- ア 使用するクラウドサービスについて、I S M A Pクラウドサービスリストに登録されていること、I S O / I E C 2 7 0 1 7の認証を受けたクラウドサービスであること、又はこれらに準じた情報セキュリティが確保されたクラウドサービスであること。
  - イ 情報セキュリティを確保するための体制の整備  
受託者は、受託者組織全体のセキュリティを確保するとともに、本市から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
  - ウ 受託者、受託作業実施場所、及び受託業務従事者に関する情報提供  
受託者は、本市からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
  - エ 情報セキュリティが侵害された場合の対処  
この業務に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに本市に報告すること。これに該当する場合には、次の事象を含む。
    - (ア) 受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める本市の情報の外部への漏えい及び目的外利用受託者による本市のその他の情報へのアクセス
    - (イ) また、被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、本市の求めに応じて成果物とともに本市に引き渡すこと。
    - (ウ) 情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
    - (エ) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。
    - (オ) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、本市へ提出して承認を得ること。
    - (カ) 再発防止対策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。
    - (キ) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、本市の指示に基づく措置を実施すること。

#### オ 情報セキュリティ監査の実施

- (ア) この業務に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、本市が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、本市がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（本市が選定した事業者による監査を含む。）。
- (イ) 受託者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。
- (ウ) 受託者は自ら実施した外部監査についても本市へ報告すること。
- (エ) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

#### カ セキュリティ対策の改善

受託者は、この業務における情報セキュリティ対策の履行状況について本市が改善を求めた場合には、本市と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

#### キ 法令等の遵守

受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

### 8 その他特記事項

- (1) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、本市と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (2) 本市からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
- (4) 業務を遂行するに当たっては、個人情報の取扱いに際して個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守するとともに、旭川市情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順、その他関係機関等が作成した個人情報の取扱いに関するガイドライン等に従うものとする。
- (5) この業務において作成したシナリオ及び各種納品物等の著作権は、受託者に帰属し、受託者は、本市に対し、その業務のために利用することを許諾する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または業務の実施に係る疑義については、本市と受託者が協議の上、定めるものとする。